

保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月延伸します。

2 保険金の非常即時払等

必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

取 扱 種 別	取 扱 期 間
1 保険金及び未経過保険料の非常即時払	平成 20 年 7 月 30 日(水) から 平成 20 年 8 月 29 日(金) まで
2 基本契約の解約(解除)の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金(還付金)の非常即時払	
3 特約の解約(解除)の非常取扱い及び特約の解約返戻金(還付金)の非常即時払	
4 普通貸付金の非常即時払	
5 保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻し(還付)の非常取扱い	
6 契約者配当金の非常即時払	